

埼玉県報



埼玉県発行

目次

規則

○貸金業の規制等に関する法律施行細則の一部を改正する規則

告示

○特定非営利活動法人の定款の変更に係る告示 (西部創造)

○特定非営利活動法人の設立に係る告示 ()

○埼玉県民栄誉章規則に基づく表彰 (県民・消費生活課)

○埼玉県震度情報ネットワークシステム保守点検業務委託に関する入札告示 (消防防災課)

○救急病院等の申出 (医療整備課)

○開発行為に関する工事の完了公告 (飯能県土)

○ (東松山県土)

○ ()

○開発行為に関する工事の完了公告 (東松山県土)

○ (行田県土)

○ ()

○選挙管理委員会の招集 (選管委)

○平成十九年十二月二日現在における選挙人名簿登録者数の五分の一、三分の一の数等 ()

○政治資金規正法に基づく政治団体の収支報告書(平成十五年分)の訂正 ()

○政治資金規正法に基づく政治団体の収支報告書(平成十六年分)の訂正 ()

○政治資金規正法に基づく政治団体の収支報告書(平成十七年分)の訂正 ()

○政治資金規正法に基づく政治団

の訂正 ()

○政治資金規正法に基づく政治団

体の収支報告書(平成十八年分)の訂正 (選管委)

○政治資金規正法に基づく政治団体の収支報告書(平成八年分)の訂正 ()

○政治資金規正法に基づく政治団体の収支報告書(平成九年分)の訂正 ()

○政治資金規正法に基づく政治団体の収支報告書(平成十年分)の訂正 ()

○政治資金規正法に基づく政治団体の収支報告書(平成十一年分)の訂正 ()

○政治資金規正法に基づく政治団体の収支報告書(平成十二年分)の訂正 (選管委)

○政治資金規正法に基づく政治団

体の収支報告書(平成十三年分)の訂正 ()

○政治資金規正法に基づく政治団

体の収支報告書(平成十四年分)の訂正 ()

○政治資金規正法に基づく政治団

体の収支報告書(平成十五年分)の訂正 ()

○政治資金規正法に基づく政治団

体の収支報告書(平成十六年分)の訂正 ()

○政治資金規正法に基づく政治団

体の収支報告書(平成十七年分)の訂正 ()

埼玉県規則第九十六号

貸金業の規制等に関する法律施行細則の一部を改正する規則

貸金業の規制等に関する法律施行細則(昭和五十八年埼玉県規則第七十三号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

貸金業法施行細則

第一条中「貸金業の規制等に関する法律」を「貸金業法」に、「第三十五条第二

規則

貸金業の規制等に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年十二月十八日

埼玉県知事 上田清司

項及び第四十二條第三項」を「第二十四條の六の十第五項」に改める。
 第二條中「貸金業の規制等に関する法律施行規則」を「貸金業法施行規則」に「第一條第二項」を「。次項において「省令」という。」第一條の五第二項」に改め、「(第十條第二項の場合にあつては、副本及び証明する書類)」を削り、同條に次の一項を加える。

2 省令第二十六條の二十九第二項の規定により知事が定める副本の部数は一部とし、同條第三項の規定により知事が定める参考書類の部数は一部とする。
 別記様式表中「貸金業の規制等に関する法律第35條第一項及び第42條第2項」を「貸金業法第24條の6の10第3項及び第4項」に改め、同様式裏を次のように改める。

貸金業法抜粋

(報告徴収及び立入検査)

第24條の6の10 内閣総理大臣又は都道府県知事は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、その登録を受けた貸金業者に対して、その業務に関し報告又は資料の提出を命ずることができる。

2 内閣総理大臣又は都道府県知事は、資金需要者等の利益の保護を図るため特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、その登録を受けた貸金業者の貸付けに係る契約について保証契約を締結した保証業者又は当該貸金業者から貸金業の業務の委託を受けた者に対して、当該貸金業者の貸金業の業務に関し参考となるべき報告又は資料の提出を命ずることができる。

3 内閣総理大臣又は都道府県知事は、資金需要者等の利益の保護を図るため必要があると認めるときは、当該職員に、その登録を受けた貸金業者の営業所若しくは事務所に立ち入らせ、その業務に関して質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

4 内閣総理大臣又は都道府県知事は、資金需要者等の利益の保護を図るため特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該職員に、その登録を受けた貸金業者の貸付けに係る契約について保証契約を締結した保証業者若しくは当該貸金業者から貸金業の業務の委託を受けた者の営業所若しくは事務所に立ち入らせ、当該貸金業者に対する質問若しくは検査に必要な事項に関して質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

5 前2項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。
 6 第3項及び第4項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

附則

この規則は、平成十九年十二月十九日から施行する。

告示

埼玉県告示第千八百三十六号

平成十九年十二月三日

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五條第四項の規定により定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から、次のとおり申請書が提出されたので、同條第五項において準用する同法第十條第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあつた日から二週間、総務部NPO活動推進課及び埼玉県西部地域創造センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション)へ(<http://www.satamaken-ngo.net/>)による縦覧に供する。

- 一 申請のあつた年月日
- 二 特定非営利活動法人の名称
- 三 代表者の氏名
- 四 主たる事務所の所在地
- 五 定款に記載された目的

埼玉県告示第千八百三十七号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十條第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者が

ら、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、総務部NPO活動推進課及び埼玉県西部地域創造センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション(<http://www.saitamaken-npo.net/>))により縦覧に供する。

平成十九年十二月十八日

埼玉県知事 上田 清司

一 申請のあった年月日

平成十九年十二月十日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 彩愛会

三 代表者の氏名

福田 敏夫

四 主たる事務所の所在地

埼玉県新座市栄一丁目八番三十二号

五 定款に記載された目的

この法人は、地域の未配偶者男女に対し、ふれ合いの場を提供することにより、晩婚化、少子化を抑制すると共に結婚適齢期のこどもを持つ親に対しての啓発事業を行なう。さらに母子家庭、父子家庭の子育て支援活動に寄与することを目的とする。

埼玉県告示第千八百三十八号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、総務部NPO活動推進課及び埼玉県西部地域創造センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション(<http://www.saitamaken-npo.net/>))により縦覧に供する。

平成十九年十二月十八日

埼玉県知事 上田 清司

一 申請のあった年月日

平成十九年十二月十日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 彩の会

三 代表者の氏名

大橋 陽子

四 主たる事務所の所在地

埼玉県朝霞市溝沼六丁目十五番二十号

五 定款に記載された目的

この法人は、障害者が地域社会の中で地域の人々と共に豊かな生活を送れるよう支援し、障害者の福祉の充実と社会参加の促進を図り、障害者とその家族が安心して暮らせる街づくりを目的とする。

で地域の人々と共に豊かな生活を送れるよう支援し、障害者の福祉の充実と社会参加の促進を図り、障害者とその家族が安心して暮らせる街づくりを目的とする。

埼玉県告示第千八百三十九号

埼玉県民荣誉章規則(昭和五十九年埼玉県規則第五十六号)第五条第一項の規定により行った平成十九年十二月六日の

埼玉県告示第千八百四十号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成十九年十二月十八日

一 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

埼玉県震度情報ネットワークシステム保守点検業務 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

契約締結日から平成20年3月25日(火)まで

(4) 履行場所

埼玉県危機管理防災部消防防災課が指定する場所

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載することとする。

表彰において表彰を受けたものの名称及び業績は、次のとおりである。

平成十九年十二月十八日

埼玉県知事 上田 清司

一 名称

浦和レッドダイヤモンドズ

二 業績

AFCチャンピオンズリーグ2007において優勝したことにより、社会に明るい希望を与えて県の名を高めた。

平成20年1月15日(火) 午前10時

4 その他

(1) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に、入札保証金の率(100分の5以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則(昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。)第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率(100分の10以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(2) 入札者に要求される事項

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を所定の日時までに提出し、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

イ 入札者は、入札書を指定の日時及び場所に提出しなければならない。

(3) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条の規定に該当する入札書

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて作成された予定価格に105分の100を乗じて得た額の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(6) 手続における交渉の有無

無

(7) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

と。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する公示(平成18年埼玉県告示第1543号)に基づき、業種区分「物品の販売」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 公告日から入札日までの期間に、物品の買入れ等の契約に係る指名停止等措置要領(平成8年6月13日付け出物第180号)に基づく指名停止措置を受けていない者であること。

(4) 公告日から入札日までの期間に、埼玉県の物品の買入れ等の契約に係る暴力団排除措置要領(平成19年3月27日付け出物第1153号)に基づく指名除外措置を受けていない者であること。

(5) 過去3年間に国又は都道府県が実施した地震観測の機器及びシステムの保守点検業務を受託し、完了した実績を有する者であること。

3 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

〒330—9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県危機管理防災部消防防災課地震対策担当 電話048—830—3184

(2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

この公告の日から上記(1)の交付場所において交付する。

(3) 入札説明会の場所及び日時

ア 場所

埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県庁第二庁舎3階災害

情報連絡室

イ 日時

平成19年12月26日(水) 午前11時

(4) 入札・開札の場所及び日時

ア 場所

埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県庁第二庁舎3階災害

情報連絡室

イ 日時

埼玉県告示第千八百四十一号

次の表の上欄に掲げる病院及び診療所を救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項に規定する救急病院又は救急診療所として平成十九年十二月十七日認定し、その有効期限をそれぞれ同表の下欄のとおりとした。

平成十九年十二月十八日

埼玉県知事 上田清司

Table with 3 columns: 病院及び診療所, 所在地, 有効期限. Includes entries for 医療法人社団 信和会川嶋医院, 医療法人安東病院, 医療法人健仁会益子病院, etc.

Table with 3 columns: 病院及び診療所, 所在地, 有効期限. Includes entries for 医療法人泰仁会佐藤産婦人科病院, 西川口病院, 医療法人刀水会齋藤記念病院, etc.

Table with 3 columns: 病院及び診療所, 所在地, 有効期限. Includes entries for 医療法人向英会高田整形外科病院, 村越外科・胃腸科・肛門科, 医療法人藤仁会藤村病院, etc.

Table with 3 columns: 病院及び診療所, 所在地, 有効期限. Includes entries for 豊岡第一病院, 医療法人明晴会西武入間病院, 医療法人財団明理会鶴瀬病院, etc.

医療法人啓清 会関東脳神経 外科病院	熊谷市代一 二〇	平成二十 二年十二 月十六日
深谷赤十字病 院	深谷市上柴町 西五八一一	同 右
医療法人良仁 会桜ヶ丘病院	深谷市上野台 四七七	同 右
医療法人社団 弘人会中田病 院	加須市元町六 一八	同 右
福島病院	加須市本町六 一三三	同 右
医療法人十善 病院	加須市愛宕一 一九一六	同 右
埼玉医療生活 協同組合羽生 総合病院	羽生市大字上 岩瀬五五一	同 右
医療法人大久 保病院	北埼玉郡大利 根町大字砂原 二八六一	同 右
医療法人梅原 病院	春日部市小淵 四五五	同 右
医療法人財団 明理会春日部 中央総合病院	春日部市緑町 五九一四	同 右
順生会病院	春日部市大場 二〇一一	同 右
草加市立病院	草加市草加二 一八一	同 右
医療法人正務 医院	草加市八幡町 一七八七	同 右
越谷市立病院	越谷市東越谷 一〇四七	同 右
医療法人康麗 会越谷誠和病 院	越谷市谷中町 四二五五	同 右
医療法人社団 協友会八潮中 央総合病院	八潮市緑町一 四一三	同 右
医療法人社団 州山会広瀬病 院	八潮市大字八 条二八四〇	同 右

医療法人社団 協友会吉川中 央総合病院	吉川市大字平 沼一一一	平成二十 二年十二 月十六日
医療法人社団 全仁会埼玉筑 波病院	北葛飾郡松伏 町大字築比地 四二〇	同 右
医療法人新井 病院	久喜市中央二 一三二八	同 右
埼玉県厚生農 業協同組合連 合会幸手総合 病院	幸手市東四一 一四二四	同 右
堀中病院	幸手市東三一 一五	同 右
医療法人社団 哺育会白岡中 央総合病院	南埼玉郡白岡 町大字小久喜 九三八一一二	同 右
東葛宮病院	北葛飾郡鷺宮 町桜田三一 九	同 右
社会保険大宮 総合病院	さいたま市北 区盆裁町四五 三	同 右
医療法人ヘブ ロン会大宮中 央総合病院	さいたま市北 区東大成町一 一二七	同 右
医療法人社団 双愛会大宮双 愛病院	さいたま市大 宮区堀の内町 二一六〇	同 右
医療法人明浩 会西大宮病院	さいたま市大 宮区三橋一 一七三	同 右
至誠堂富田病 院	さいたま市大 宮区堀の内町 二一五六四	同 右
さいたま赤十 字病院	さいたま市中 央区上落合八 一三三三	同 右
医療法人聖仁 会西部総合病 院	さいたま市桜 区大字上大久 保八八四	同 右
埼玉社会保険 病院	さいたま市浦 和区北浦和四 一九一三	同 右

医療法人川久 保病院	さいたま市浦 和区東高砂町 二九一八	平成二十 二年十二 月十六日
医療法人秋葉 病院	さいたま市南 区根岸五一 三一〇	同 右
医療法人博仁 会共済病院	さいたま市緑 区原山三一 五三一	同 右
丸山記念総合 病院	さいたま市岩 槻区本町二 一〇一五	同 右
岩槻中央病院	さいたま市岩 槻区東岩槻二 一三二〇	同 右
医療法人社団 尚篤会赤心堂 病院	川越市脇田本 町二五一九	同 右
医療法人社団 廣瀬病院	川越市中原町 一一二一一	同 右
医療法人豊仁 会三井病院	川越市連雀町 一九一三	同 右
医療法人武蔵 野総合病院	川越市大字大 袋新田九七七 一九	同 右
帯津三敬病院	川越市並木西 町一一四	同 右
医療法人康正 会病院	川越市大字山 田西町三七五 一一	同 右

埼玉県飯能県土整備事務所長告示第六十六号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成十九年十二月十八日

埼玉県飯能県土整備事務所長

根岸 功

- 一 許可番号
平成十九年七月二十日
指令飯整第一九〇〇一四〇号
- 二 検査済証番号
平成十九年二月十一日
飯整第一九〇〇四八号
- 三 開発区域に含まれる地域の名称
入間郡越生町大字成瀬字鍛冶屋五〇
五番二、五〇六番五
- 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名
入間郡越生町大字成瀬五五一番地一
福田 正弘

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第六十一号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成十九年十二月十八日

埼玉県東松山県土整備事務所長

谷口 建一

- 一 許可番号
平成十九年八月一日
第一九〇〇二二一号
- 二 検査済証番号
平成十九年十二月十一日
第一九〇一一八号
- 三 開発区域に含まれる地域の名称
比企郡川島町大字東大塚字村前三六
一一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名
比企郡川島町大字東大塚三〇三
小林 幸男

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第百六十二号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成十九年十二月十八日

埼玉県東松山県土整備事務所長

谷 口 建 一

一 許可番号

平成十九年九月二十一日

第一九〇〇八二〇号

二 検査済証番号

平成十九年十二月十一日

第一九〇一二七号

三 開発区域に含まれる地域の名称

比企郡鳩山町大字泉井字山下九七八

一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

坂戸市鎌倉町二一一 ライフピア一

〇三

小川 順子

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第百六十三号

都市計画法(昭和四十三年法律第百

号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成十九年十二月十八日

埼玉県東松山県土整備事務所長

谷 口 建 一

一 許可番号

平成十九年十一月二十九日

第一八〇一二七一号

二 検査済証番号

平成十九年十二月十一日

第一九〇一三〇号

三 開発区域に含まれる地域の名称

比企郡鳩山町大字赤沼字追ヶ谷戸一

六〇〇一三

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

坂戸市元町二二三九 クリスタル

ハイツ三〇三

駒井 英吉

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第百六十四号

都市計画法(昭和四十三年法律第百

号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成十九年十二月十八日

埼玉県東松山県土整備事務所長

谷 口 建 一

一 許可番号

平成十九年七月二十四日

一

一

第一九〇〇四三〇号

二 検査済証番号

平成十九年十二月十一日

第一九〇一三二一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

比企郡鳩山町大字熊井字天ヤヲネ六

一一一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

坂戸市千代田四一九一四

コマイ建設株式会社 代表取締役

駒井 大吉

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第百六十五号

都市計画法(昭和四十三年法律第百

号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成十九年十二月十八日

埼玉県東松山県土整備事務所長

谷 口 建 一

一 許可番号

平成十九年十一月一日

第一九〇一〇八〇号

二 検査済証番号

平成十九年十二月十一日

第一九〇一三二二号

三 開発区域に含まれる地域の名称

比企郡川島町大字飯島字榎戸二九六

一の部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

一

さいたま市岩槻区大字末田一八四一
一一四
株式会社 アリーソン
代表取締役 卯月 政明

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第百六十六号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成十九年十二月十八日

埼玉県東松山県土整備事務所長

谷 口 建 一

一 許可番号

平成十九年十一月二十九日

第一九〇一二〇〇号

二 検査済証番号

平成十九年十二月十一日

第一九〇一三七号

三 開発区域に含まれる地域の名称

比企郡滑川町大字羽尾字清水三〇三

一一、三〇三―五

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

比企郡滑川町大字羽尾三七四二番地

六

株式会社 小峰工務店

代表取締役 小峰正雄

一

一

埼玉県行田県土整備事務所長告示第七十
二号

都市計画法(昭和四十三年法律第百
号)第三十六条第三項の規定により、次
の開発行為に関する工事が完了したの
で、公告する。

平成十九年十二月十八日

埼玉県行田県土整備事務所長

並 木 孝 之

一 許可番号

平成十九年五月十四日

指令行整第一八〇〇一〇一號

二 検査済証番号

平成十九年十二月五日第三十三号

三 開発区域に含まれる地域の名称

北埼玉郡騎西町大字日出安字下四三

七一一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

加須市諏訪一―二―五 サンハイッ

B二〇二号

關口 雅俊

埼玉県行田県土整備事務所長告示第七十
三号

都市計画法(昭和四十三年法律第百
号)第三十六条第三項の規定により、次
の開発行為に関する工事が完了したの
で、公告する。

平成十九年十二月十八日

埼玉県行田県土整備事務所長

並 木 孝 之

一 許可番号

平成十九年十二月六日

指令行整第一九〇〇一―一―一號

二 検査済証番号

平成十九年十二月六日第三十一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

北埼玉郡騎西町大字戸室字一番六一

―二

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

加須市花崎四―一九―九 コスモス

ハイム六号

石田 理央

埼玉県行田県土整備事務所長告示第七十
四号

都市計画法(昭和四十三年法律第百
号)第三十六条第三項の規定により、次
の開発行為に関する工事が完了したの
で、公告する。

平成十九年十二月十八日

埼玉県行田県土整備事務所長

並 木 孝 之

一 許可番号

平成十九年十二月六日

指令行整第一九〇〇一―一―一號

二 検査済証番号

平成十九年十二月六日第三十二号

三 開発区域に含まれる地域の名称

北埼玉郡騎西町大字戸室字十二番九

七一一四、九七二―二、九七三

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

北足立郡伊奈町大字羽貫一二三三―

一 エトワールA二〇二

吉沢 栄樹

埼玉県行田県土整備事務所長告示第七十
五号

都市計画法(昭和四十三年法律第百
号)第三十六条第三項の規定により、次
の開発行為に関する工事が完了したの
で、公告する。

平成十九年十二月十八日

埼玉県行田県土整備事務所長

並 木 孝 之

一 許可番号

平成十九年七月二十日

指令行整第一九〇〇二六〇号

二 検査済証番号

平成十九年十二月十日第三十号

三 開発区域に含まれる地域の名称

北埼玉郡騎西町大字戸室字参番二九

一―二

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

北本市東間五丁目四九番一ドミール

アズマC一〇二

石井 明子

埼玉県選管告示第百三十九号

埼玉県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成十九年十二月十八日

埼玉県選挙管理委員会委員長 高 篠

包

一 日時 平成十九年十二月二十日 午後二時

二 場所 埼玉県選挙管理委員会室

三 議題

イ 公職選挙法施行令の規定による不在者投票を行うことができる施設の指定に

ついて

ロ その他

埼玉県選管告示第百四十号

平成十九年十二月二日現在の地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十
四条第一項、第七十五条第一項、第七十六条第一項、第八十条第一項、第八十一条
第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭
和三十一年法律第六十二号)第八条第一項の規定における選挙権を有する者の総

数の五十分の一の数、四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数及び三分の一の数は、次のとおりである。

平成十九年十二月十八日

埼玉県選挙管理委員会委員長 高 篠 包

一 地方自治法第七十四条第一項及び第七十五条第一項における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数

一一五、〇〇二人

二 地方自治法第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第八条第一項における選挙権を有する者の総数の四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数

一、〇二五、〇一二人

三 地方自治法第八十条第一項における選挙権を有する者の総数の三分の一の数

選挙区

三分の一の数

南第一区 六三、七七〇人

南第二区 一三二、四四五人

南第三区 二二、五〇二人

南第四区 三五、七一六人

南第五区 二九、二一四人

南第六区 四一、一二九人

南第七区 二四、九〇〇人

南第八区 二四、三〇五人

南第九区 三八、五五二人

南第十区 四四、九九二人

南第十一区 二八、三二一人

南第十二区 三〇、一八〇人

南第十三区 六〇、三〇二人

南第十四区 三〇、八四〇人

南第十五区 一九、一八一人

南第十六区 三〇、〇四二人

南第十七区 一八、五四八人

南第十八区 四一、六六七人

南第十九区 一九、一八三人

南第二十区 三〇、四三八人

南第二十一区 一六、三三七人

南第二十二区 三三、五三八人

南第二十三区 二〇、一〇〇人

西第一区 九二、一一〇人

西第二区 四〇、〇三九人

西第三区 二二、六七四人

西第四区 四三、三一五人

西第五区 一五、三二四人

西第六区 二八、三一〇人

西第七区 二二、六九八人

西第八区 八九、八八七人

西第九区 一五、一六九人

西第十区 一三、八二四人

西第十一区 二六、八七三人

西第十二区 一八、六九二人

西第十三区 一一、一七三人

西第十四区 二四、〇三七人

西第十五区 二七、四五一人

北第一区 一九、〇六四人

北第二区 一二、九六二人

北第三区 一五、三二二人

北第四区 二一、五四八人

北第五区 四九、一九五人

北第六区 五五、三〇〇人

東第一区 二三、九七八人

東第二区 一五、二九三人

東第三区 一八、二二二人

東第四区 一五、二六八人

東第五区 一九、六一三人

東第六区	一七、六五一人
東第七区	二八、五六七人
東第八区	五五、〇九七人
東第九区	八五、四三六人
東第十区	二〇、七八四人
東第十一区	三四、八七一人
東第十二区	一六、八三〇人
東第十三区	一四、九八八人
東第十四区	三一、三五〇人
東第十五区	一六、六〇九人

埼玉県選管告示第百四十一号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十二条第一項の規定により提出された自由民主党埼玉県第14選挙区支部の平成十五年分収支報告書に關し、平成十九年八月十日同団体から訂正する旨の報告があつたので、平成十六年十月二十二日付け埼玉県選管告示第百五十六号により公表した要旨を次のとおり訂正する。

平成十九年十二月十八日

埼玉県選挙管理委員会委員長 高 篠 包

ページ	段	行	
六十八	下	十九	
誤 (1)	収入総額		37,091,502円
正 (1)	収入総額		37,155,730円
誤	前年繰越額	二十	
正	前年繰越額		371,409円
誤	前年繰越額	二十一	
正	前年繰越額		435,635円
誤	本年収入額		36,720,093円
正	本年収入額		36,720,095円
誤	上	八	
正	10万円未満の収入		93円
誤	10万円未満の収入		95円

九

埼玉県選管告示第百四十二号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十二条第一項の規定により提出された自由民主党埼玉県第14選挙区支部の平成十六年分収支報告書に關し、平成十九年八月十日同団体から訂正する旨の報告があつたので、平成十七年十一月十八日付け埼玉県選管告示第百三十三号により公表した要旨を次のとおり訂正する。

平成十九年十二月十八日

埼玉県選挙管理委員会委員長 高 篠 包

ページ	段	行	
五十八	下	十九	
誤 (1)	収入総額		25,931,563円
正 (1)	収入総額		25,995,792円
誤	前年繰越額	二十	
正	前年繰越額		331,532円
誤	前年繰越額	二十一	
正	前年繰越額		395,760円
誤	本年収入額		25,600,031円
正	本年収入額		25,600,032円
誤 (2)	支出総額		18,638,933円
正 (2)	支出総額		18,536,142円
誤	上	六	
正	10万円未満の収入		31円
誤	10万円未満の収入		32円
誤	合計		25,600,031円
正	合計		25,600,032円
誤			二十四

誤 (ア) 組織活動費 699,382円
 正 (ア) 組織活動費 597,752円
 二五

誤 (イ) 機関紙誌の発行その他の事業費 5,130,342円
 正 (イ) 機関紙誌の発行その他の事業費 5,129,181円
 二六

誤 a 機関紙誌の発行事業費 642,342円
 正 a 機関紙誌の発行事業費 641,181円
 二七

誤 合計 18,638,933円
 正 合計 18,536,142円

埼玉県選管告示第百四十三号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十二条第一項の規定により提出された自由民主党埼玉県第14選挙区支部の平成十七年分収支報告書に關し、平成十九年八月十日同団体から訂正する旨の報告があったので、平成十八年十月二十七日付け埼玉県選管告示第百二十号により公表した要旨を次のとおり訂正する。
 平成十九年十二月十八日

埼玉県選挙管理委員会委員長 高篠 包

ページ 段 行

六十一 上 四

誤 (1) 収入総額 37,692,664円
 正 (1) 収入総額 37,859,684円
 五

誤 ア 前年繰越額 7,292,630円
 正 ア 前年繰越額 7,459,650円

埼玉県選管告示第百四十四号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十二条第一項の規定により提出されたいわせ昭一後援会の平成十八年分収支報告書に關し、平成十九年九月二

十八日同団体から訂正する旨の報告があったので、平成十九年九月二十八日付け埼玉県選管告示第百十五号により公表した要旨を次のとおり訂正する。
 平成十九年十二月十八日

埼玉県選挙管理委員会委員長 高篠 包

ページ 段 行
二百三十一 下 十七

誤 (1) 収入総額 9,450円
 正 (1) 収入総額 259,450円
 十九

誤 イ 本年収入額 9,450円
 正 イ 本年収入額 259,450円
 二十五

誤 a 政治団体からの寄附 9,450円
 正 a 政治団体からの寄附 259,450円
 二十六

誤 合計 9,450円
 正 合計 259,450円
 二百三十一 上 三行目の次に次の一行を加える。

公明党埼玉県本部 250,000円 さいたま市

埼玉県選管告示第百四十五号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十二条第一項の規定により提出された唐沢アツ子後援会の平成十八年分収支報告書に關し、平成十九年九月二十八日同団体から訂正する旨の報告があったので、平成十九年九月二十八日付け埼玉県選管告示第百十五号により公表した要旨を次のとおり訂正する。
 平成十九年十二月十八日

埼玉県選挙管理委員会委員長 高篠 包

ページ 段 行

三百十二 上 三

誤 (1) 収入総額 9,450円
 正 (1) 収入総額 259,450円

誤	イ	本年収入額	五		9,450円
正	イ	本年収入額			259,450円
誤	ア	政治団体からの寄附	十一		9,450円
正	ア	政治団体からの寄附			259,450円
誤	合計				9,450円
正	合計				259,450円
公明党埼玉県本部					
十五行目の次に次の一行を加える。					
250,000円 さいたま市					

埼玉県選管告示第四百四十六号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十二条第一項の規定により提出された自由民主党埼玉県第14選挙区支部の平成八年分収支報告書に關し、平成十九年十月二日同団体から訂正する旨の報告があつたので、平成十九年十月十七日付け埼玉県選管告示第九十四号により公表した要旨を次のとおり訂正する。

平成十九年十二月十八日

埼玉県選挙管理委員会委員長 高 篠 包

誤	ページ	段	行	包	
	七十二	上	二十五		
誤	(1)	収入総額			25,827,752円
正	(1)	収入総額			25,827,813円
誤	イ	本年収入額	一		25,600,061円
正	イ	本年収入額			25,600,122円
誤	(2)	支出総額	十一		25,734,516円
正	(2)	支出総額			25,715,906円
誤		10万円未満の収入			61円

正		10万円未満の収入	十三		122円
誤	合計				25,600,061円
正	合計				25,600,122円
誤	七十三	上	五		5,403,336円
正	(ア)	組織活動費			5,384,726円
誤	(ア)	組織活動費	十一		25,734,516円
正	合計				25,715,906円

埼玉県選管告示第四百四十七号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十二条第一項の規定により提出された自由民主党埼玉県第14選挙区支部の平成九年分収支報告書に關し、平成十九年十月二日同団体から訂正する旨の報告があつたので、平成十九年十月三十日付け埼玉県選管告示第二百二十三号により公表した要旨を次のとおり訂正する。

平成十九年十二月十八日

埼玉県選挙管理委員会委員長 高 篠 包

誤	ページ	段	行	包	
	四十九	上	二十五		
誤	(1)	収入総額			15,226,800円
正	(1)	収入総額			15,245,486円
誤	ア	前年繰越額	一		93,236円
正	ア	前年繰越額			111,907円
誤	イ	本年収入額	十一		15,133,564円
正	イ	本年収入額			15,133,579円
誤		10万円未満の収入	十四		1,964円
正		10万円未満の収入			1,979円

誤 合 計 15,133,564円
 正 合 計 15,133,579円

~~~~~

埼玉県選管告示第四百四十八号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十二条第一項の規定により提出された自由民主党埼玉県第14選挙区支部の平成十年分収支報告書に關し、平成十九年十月二日同団体から訂正する旨の報告があつたので、平成十一年十月二十九日付け埼玉県選管告示第四百号により公表した要旨を次のとおり訂正する。  
 平成十九年十二月十八日

埼玉県選挙管理委員会委員長 高 篠 包

ページ 段 行 包  
 五十六 下 四  
 誤 (1) 収入総額 24,851,265円  
 正 (1) 収入総額 24,869,967円  
 誤 ア 前年繰越額 66,255円  
 正 ア 前年繰越額 84,941円  
 誤 六  
 誤 本年収入額 24,785,010円  
 正 本年収入額 24,785,026円  
 誤 十九  
 誤 10万円未満の収入 3,070円  
 正 10万円未満の収入 3,086円  
 誤 二十一  
 誤 合 計 24,785,010円  
 正 合 計 24,785,026円

提出された自由民主党埼玉県第14選挙区支部の平成十一年分収支報告書に關し、平成十九年十月二日同団体から訂正する旨の報告があつたので、平成十二年十一月二十四日付け埼玉県選管告示第四百五十九号により公表した要旨を次のとおり訂正する。  
 平成十九年十二月十八日

埼玉県選挙管理委員会委員長 高 篠 包

ページ 段 行 包  
 五十三 上 十五  
 誤 (1) 収入総額 13,255,015円  
 正 (1) 収入総額 13,273,725円  
 誤 十六  
 誤 ア 前年繰越額 146,628円  
 正 ア 前年繰越額 165,330円  
 誤 十七  
 誤 本年収入額 13,108,387円  
 正 本年収入額 13,108,395円  
 誤 十八  
 誤 (2) 支出総額 13,037,009円  
 正 (2) 支出総額 13,025,639円  
 誤 二十一  
 誤 10万円未満の収入 987円  
 正 10万円未満の収入 995円  
 誤 四  
 誤 合 計 13,108,387円  
 正 合 計 13,108,395円  
 誤 十八  
 誤 (ア) 組織活動費 1,281,273円  
 正 (ア) 組織活動費 1,269,903円  
 誤 二十一  
 誤 合 計 13,037,009円  
 正 合 計 13,025,639円

埼玉県選管告示第四百四十九号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十二条第一項の規定により

埼玉県選管告示第百五十号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十二条第一項の規定により提出された自由民主党埼玉県第14選挙区支部の平成十二年分収支報告書に關し、平成十九年十月二日同団体から訂正する旨の報告があつたので、平成十九年十月二十六日付け埼玉県選管告示第百五十七号により公表した要旨を次のとおり訂正する。

平成十九年十二月十八日

埼玉県選挙管理委員会委員長 高 篠 包

ページ 段 行

六十一 上 十五

正 (1) 収入総額 42,268,123円

正 (1) 収入総額 42,298,214円

正 (1) 収入総額 42,298,214円

正 (1) 収入総額 42,298,214円

正 (1) 収入総額 42,298,214円

正 (1) 収入総額 42,298,214円

正 (1) 収入総額 42,298,214円

正 (1) 収入総額 42,298,214円

正 (1) 収入総額 42,298,214円

正 (1) 収入総額 42,298,214円

正 (1) 収入総額 42,298,214円

正 (1) 収入総額 42,298,214円

正 (1) 収入総額 42,298,214円

正 (1) 収入総額 42,298,214円

正 (1) 収入総額 42,298,214円

正 (1) 収入総額 42,298,214円

正 (1) 収入総額 42,298,214円

正 (1) 収入総額 42,298,214円

正 (1) 収入総額 42,298,214円

正 (1) 収入総額 42,298,214円

正 (1) 収入総額 42,298,214円

誤 42,052,885円  
正 42,021,677円

埼玉県選管告示第百五十一号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十二条第一項の規定により提出された自由民主党埼玉県第14選挙区支部の平成十二年分収支報告書に關し、平成十九年十月二日同団体から訂正する旨の報告があつたので、平成十九年十月二十五日付け埼玉県選管告示第九十五号により公表した要旨を次のとおり訂正する。

平成十九年十二月十八日

埼玉県選挙管理委員会委員長 高 篠 包

ページ 段 行

六十 上 二

正 (1) 収入総額 33,655,311円

正 (1) 収入総額 33,716,636円

正 (1) 収入総額 33,716,636円

正 (1) 収入総額 33,716,636円

正 (1) 収入総額 33,716,636円

正 (1) 収入総額 33,716,636円

正 (1) 収入総額 33,716,636円

正 (1) 収入総額 33,716,636円

正 (1) 収入総額 33,716,636円

正 (1) 収入総額 33,716,636円

正 (1) 収入総額 33,716,636円

正 (1) 収入総額 33,716,636円

正 (1) 収入総額 33,716,636円

正 (1) 収入総額 33,716,636円

正 (1) 収入総額 33,716,636円

正 (1) 収入総額 33,716,636円

正 (1) 収入総額 33,716,636円

正 (1) 収入総額 33,716,636円

正 (1) 収入総額 33,716,636円

|    |            |             |
|----|------------|-------------|
| 正  | (五) その他の経費 | 20,910円     |
| 誤  |            |             |
| 合計 |            | 16          |
| 正  | 合計         | 30,793,023円 |
| 誤  |            |             |
| 合計 |            | 30,766,683円 |

埼玉県選管告示第百五十二号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十二条第一項の規定により提出された自由民主党埼玉県第14選挙区支部の平成十四年分収支報告書に關し、平成十九年十月二日同団体から訂正する旨の報告があつたので、平成十五年十二月五日付け埼玉県選管告示第百六十三号により公表した要旨を次のとおり訂正する。  
平成十九年十二月十八日

埼玉県選挙管理委員会委員長 高 篠 包

|     |           |             |
|-----|-----------|-------------|
| ページ | 段         | 行           |
| 五十八 | 下         | 三           |
| 誤   | (1) 収入総額  | 20,362,339円 |
| 正   | (1) 収入総額  | 20,450,015円 |
| 誤   | ア 前年繰越額   | 2,862,288円  |
| 正   | ア 前年繰越額   | 2,949,953円  |
| 誤   | イ 本年収入額   | 17,500,051円 |
| 正   | イ 本年収入額   | 17,500,062円 |
| 誤   | (2) 支出総額  | 19,990,930円 |
| 正   | (2) 支出総額  | 20,014,380円 |
| 誤   | 10万円未満の収入 | 51円         |
| 正   | 10万円未満の収入 | 62円         |
| 誤   |           |             |
| 合計  |           | 16          |
| 正   | 合計        | 17,500,051円 |
| 誤   |           |             |
| 合計  |           | 17,500,062円 |

|    |           |             |
|----|-----------|-------------|
| 誤  | 五十九 上     | 六           |
| 誤  | (ア) 組織活動費 | 463,580円    |
| 正  | (ア) 組織活動費 | 487,030円    |
| 誤  |           |             |
| 合計 |           | 11          |
| 正  | 合計        | 19,990,930円 |
| 誤  |           |             |
| 合計 |           | 20,014,380円 |

埼玉県選管告示第百五十三号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十二条第一項の規定により提出された高山智司後援会の平成十六年分収支報告書に關し、平成十九年十月二日同団体から訂正する旨の報告があつたので、平成十七年十一月十八日付け埼玉県選管告示第百三十三号により公表した要旨を次のとおり訂正する。  
平成十九年十二月十八日

埼玉県選挙管理委員会委員長 高 篠 包

|       |              |                   |
|-------|--------------|-------------------|
| ページ   | 段            | 行                 |
| 五百四十三 | 上            | 十五                |
| 誤     | b 政治団体からの寄附  | 1,000,000円        |
| 正     | b 政治団体からの寄附  | 1,060,000円        |
| 誤     | ウ その他の収入     | 十六行目を削除する。        |
| 正     | イ その他の収入     | 十七行目を削除する。        |
|       |              | 十八                |
|       |              | 二十七行目の次に次の一行を加える。 |
|       | 民主党埼玉県総支部連合会 | 60,000円           |
|       |              | さいたま市             |

埼玉県選管告示第百五十四号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十二条第一項の規定により提出された高山智司後援会の平成十七年分収支報告書に關し、平成十九年十月二日同団体から訂正する旨の報告があつたので、平成十八年十月二十七日付け埼玉県選

管告示第百二十号により公表した要旨を次のとおり訂正する。

平成十九年十二月十八日

埼玉県選挙管理委員会委員長 高篠

包

ページ 段 行

五百六十三 下 十四

誤 b 政治団体からの寄附

2,300,000円

正 b 政治団体からの寄附

11,300,000円

十七行目を削除する。

十八行目を削除する。

十九行目を削除する。

二十

誤 e その他の収入

正 c その他の収入

五百六十四 上 四行目の次に次の二行を加える。

民主党本部 8,260,000円 東京都千代田区

民主党埼玉県総支部連合会 740,000円 さいたま市

埼玉県選挙告示第百五十五号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十二条第一項の規定により提出された自由民主党埼玉県第五選挙区支部の平成十八年分収支報告書に関し、平成十九年十月三日同団体から訂正する旨の報告があったので、平成十九年九月二十八日付け埼玉県選挙告示第百五十五号により公表した要旨を次のとおり訂正する。

平成十九年十二月十八日

埼玉県選挙管理委員会委員長 高篠

包

ページ 段 行

四十九 下 十九

誤 (2) 支出総額

17,286,704円

正 (2) 支出総額

16,986,704円

五十 下 九

誤 (五) 寄附・交付金

600,000円

正 (五) 寄附・交付金

300,000円

十

誤 計

正 計

十一

誤 (うち本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出 600,000円)

正 (うち本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出 300,000円)

埼玉県選挙告示第百五十六号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十二条第一項の規定により提出された高木まり「さいたま」変革プロジェクトの平成十八年分収支報告書に関し、平成十九年十一月二十二日同団体から訂正する旨の報告があったので、平成十九年九月二十八日付け埼玉県選挙告示第百五十五号により公表した要旨を次のとおり訂正する。

平成十九年十二月十八日

埼玉県選挙管理委員会委員長 高篠

包

ページ 段 行

五百二十八 下 十四

誤 a 個人からの寄附

2,453,000円

正 a 個人からの寄附

2,253,000円

十四行目の次に次の一行を加える。

b 政治団体からの寄附 200,000円

二十二

誤 高木 まり

2,000,000円 さいたま市

正 高木 まり

1,800,000円 さいたま市

二十四行目の次に次の三行を加える。

イ 政治団体からの寄附

(金額) (事務所の所在地)

(寄附者の名称) (金額) (事務所の所在地)

民主党埼玉県総支部連合会 200,000円 さいたま市

埼玉県選挙告示第百五十七号



政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十二条第一項の規定により提出された尚の会の平成十八年分収支報告書に關し、平成十九年十一月二十九日同団体から訂正する旨の報告があつたので、平成十九年九月二十八日付け埼玉県選管告示第百十五号により公表した要旨を次のとおり訂正する。

平成十九年十二月十八日

埼玉県選挙管理委員会委員長 高篠 包

|            |            |            |            |            |            |            |            |            |
|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| 正 誤        | 正 誤        | 正 誤        | 正 誤        | 正 誤        | 正 誤        | 正 誤        | 正 誤        | 正 誤        |
| 正          | 正          | 正          | 正          | 正          | 正          | 正          | 正          | 正          |
| 誤          | 誤          | 誤          | 誤          | 誤          | 誤          | 誤          | 誤          | 誤          |
| (1) 収入総額   | (1) 収入総額   | 本年収入額      | 本年収入額      | 本年収入額      | 本年収入額      | 本年収入額      | 本年収入額      | 本年収入額      |
| 466,666    | 466,666    | 466,666    | 466,666    | 466,666    | 466,666    | 466,666    | 466,666    | 466,666    |
| 222        | 222        | 222        | 222        | 222        | 222        | 222        | 222        | 222        |
| 5,268,280円 | 5,268,280円 | 5,328,280円 | 5,328,280円 | 5,328,280円 | 5,328,280円 | 5,328,280円 | 5,328,280円 | 5,328,280円 |
| 3,984,280円 | 3,984,280円 | 4,044,000円 | 4,044,000円 | 4,044,000円 | 4,044,000円 | 4,044,000円 | 4,044,000円 | 4,044,000円 |
| 3,964,000円 | 3,964,000円 | 4,024,000円 | 4,024,000円 | 4,024,000円 | 4,024,000円 | 4,024,000円 | 4,024,000円 | 4,024,000円 |
| 3,984,280円 | 3,984,280円 | 4,044,000円 | 4,044,000円 | 4,044,000円 | 4,044,000円 | 4,044,000円 | 4,044,000円 | 4,044,000円 |
| 964,000円   | 964,000円   | 1,024,000円 | 1,024,000円 | 1,024,000円 | 1,024,000円 | 1,024,000円 | 1,024,000円 | 1,024,000円 |

|      |                                                                              |
|------|------------------------------------------------------------------------------|
| 発行日  | 毎週<br>火曜日・金曜日                                                                |
| 購読料金 | 一年四万三千四百円<br>(郵便料金を含む)                                                       |
| 発行者  | 埼玉県<br>さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号<br>〇四八―八二四―二二二―(代表)                                |
| 印刷所  | 埼玉県報センター<br>http://www.pref.saitama.lg.jp/A01<br>/BA00/kenpouhome/fr_top.htm |
| 印刷所  | 関東図書株式会社<br>さいたま市南区別所三―一―一〇<br>〇四八―八六二―二九〇―(代表)                              |